

「裁判員裁判の運用と見えてきた課題」～これまでの展開についての若干の感想

仙台高等裁判所長官 千葉勝美

（はじめに）

裁判員制度が平成21年5月21日施行になり、5か月を過ぎ、これまで17件の判決宣告があった。その間、様々な裁判報道がされてきたが、そこから見えてきた裁判員裁判の運用と課題について、理論的分析や学術的検討ではなく、一裁判官の印象程度の話をしたい。

なお、現在でも控訴され係属中の事件もあるが、私の話は、個々の事件について処理内容の当否等を述べるものではなく、あくまでも制度の運用の今後の課題という観点から試みる一般的なコメントである。

1 裁判員制度の意味～制度のねらいは何か？

ア 平成13年6月に提出された「司法制度改革審議会意見書」において裁判員制度の導入が提言された趣旨は、次のようなものであろう。

① これまでの我が国の刑事裁判に大きな欠陥があったというわけではないが、法律専門家だけが担当しているため、次のような問題が指摘されている。

- ・ 主張や証拠について丁寧な検討を行い、詳細な事実認定をし、法律的な正確性を重視し、専門的な用語を駆使して緻密な法律論を展開する判決文となる。そのため、審理内容や判決文が分かりにくく、刑事裁判が国民から見て近寄り難いものになる。

- ・ 被告人の犯行に至る経緯をこれまでの人生をも俎上に乗せて審理するため、証拠調べが広範囲になり、審理が長期化しがちである。

- ・ 先例を尊重し（法的安定性の要請）、他の例とのバランスを重視する余り、時代により国民感情が大きく変遷するテーマについては、国民一般の感覚とずれ

ることがある。

② 裁判員制度は，国民が裁判に参加することにより，一般人に分かりやすい審理や判決文を実現し，刑事裁判が国民に身近で分かりやすいものになり，その判断が国民一般の感覚とあまり乖離しないものとなる。その結果，刑事裁判に対する国民の理解と信頼を深められる。

イ それでは，これまでの裁判員裁判のスタートは，意図したとおりの方向に向かっているかを検証していこう。

2 裁判員が加わったことにより，裁判内容（特に量刑）がどう変わったか？

ア 一般情状の位置付け

従前，量刑の基本的な考え方は，「行為責任主義」に基づき，犯罪事実（動機，行為態様，結果等）について社会的類型の評価をまず行い，前科，性格等の被告人の属性や，処罰感情等の被害者側の事情とといったいわゆる「一般情状」については，その後^{あと}に考えるべき付随的な事情という位置付けであった。これは，被告人の犯罪行為に相応しい刑事責任を明らかにするため「罪刑の均衡」を図るという観念に沿うものであり，近代刑法の大原則の一つでもある（原田国男「量刑判断の実際（第3版）」[平20，現代法律出版]ほか）。

これまでの裁判員裁判による量刑を見ると，一応，量刑検索システムによる先例等を参考にしているため，基本的には行為責任主義の枠を保持してされているが，実際の宣告刑については，職業裁判官による場合に比べ，バラツキが大きいという指摘が多く見られる。すなわち，裁判員においては，これらの一般情状に強い関心を持ち，これを量刑についての重要な要素として捉えているように思われる（なお，行為責任主義の枠を外れていると評価された場合は，控訴審で，量刑不当で破棄される可能性がある。）。

【例】

（重い量刑判断の例）[資料「裁判員裁判の概況」の番号による。]

① [番号1] 東京地裁での全国第1号事件（殺人）は，量刑理由として，犯行

前日に競馬で負けて酒を飲み，些細な被害者の言動に立腹し，犯行に及び，犯行後も救護の措置をとらず，競馬場に行ったことを指摘し，遺族に対し謝罪する言動もなく，反省しているかの疑いもあるとし，懲役16年の求刑に対し15年の判決を宣告した。

② [番号3] 9月4日宣告の青森地裁の2件の強盗強姦を含む事件では，被害者らのビデオリンクでの意見陳述によって示された峻烈な被害感情の表明を受けて，求刑通り懲役15年の判決が宣告された。

③ [番号・] 9月16日宣告の和歌山地裁の強盗殺人事件では，犯行後，奪った貴金属を換金してパチンコをしたこと等を挙げ，遺族が死刑を求めたのは至極当然とし，求刑通り無期懲役とした。

(軽い量刑判断の例)

④ [番号7] 9月9日宣告の山口地裁の殺人未遂事件では，介護疲れから妻と無理心中したもので，妻への真摯な愛情から13年にわたって介護を行い，疲労が蓄積していたとして，懲役4年の求刑に対し，3年・執行猶予4年，保護観察付きとした。

⑤ [番号・] 9月18日宣告の福岡地裁の殺人事件では，子である被害者の激しい問題行動に心中まで考え思いあまった末犯行に及んだ点は同情の余地があるとし，懲役10年の求刑に対し，6年とした。

イ 裁判員裁判による刑事裁判の姿の一部変容

裁判員にとっては，犯罪行為の社会的類型を前提にはするものの，被告人が悪い人かそれほどでもないか，気の毒かどうかは重大な関心事であり，また，被害者の苦痛等に感情移入し，それを考えて量刑を決めようとする傾向が見える。そこでは，量刑を決める際は，罪と罰との均衡を冷静に考えるということもさることながら，犯罪に至る経緯等の被告人の事情，被害者側の事情，犯行後の被告人の反省・悔悟の有無等により裁判の内容が大きく変わって当然であるとする観念が元々あるのではないであろうか。これは，近代刑法の大原則である行為責任主義を放棄し行為者責任主義を採用する（いわゆる「行為」ではなく「人」を罰する）というもの，とまではいえないとしても，行為責任主義を徹底し，ドライに罪と罰の適用を考えるのとは異なる様相を呈している。そもそも，我が国におい

て、国民一般が抱く刑事裁判についてのイメージないし役割は、真実発見、正義実現の場であり、そこで「裁く」という行為は、悪人を懲らしめ、同時に反省・悔悟した者は宥恕するという教育的ないし宗教的機能をも期待されているものと思われるが、そのことと裁判員のこのような姿勢とは関係があるかも知れない。

そこで、これをどう考えるかが問題となる。

裁判員裁判の対象事件である殺人、強盗致傷等の重大事件は、犯した犯罪それ自体もさることながら、犯罪に至った経緯、被告人の属性、犯行後の反省の程度、被害者の状況等が強く印象に残り、人々にとって、被告人に対するの非難・同情の程度が大きく変わり得るものである。裁判員制度の導入の目的の一つに一般国民の市民感覚を裁判に反映させようとする点があるとするれば、このような犯罪行為に対しては、正に一般市民の素朴な感覚・感情が発揮されるものであり、例えば、同じ殺人であっても、気の毒な事情や強い非難がされる事情の有無により評価が大きく分かれることになろう。したがって、あえていえば、従前よりも一般情状に重きを置く傾向は、制度が導入される際にいわば織り込み済みとも言えそうである。

そうすると、裁判員裁判によって、少なくとも対象事件に関する限り、刑事裁判の量刑の在り方が従来とは異なった様相を帯びてきているが、それは、制度が許容していたものとも言えそうである。もっとも、行為責任主義を離れ、かわいそうだからというだけで刑を極端に軽くしたり、人間性が問題だというだけで重く罰することは、厳に慎むべきであることは肝に銘じておく必要がある。

ウ 裁判員裁判対象外の事件の量刑への波及等

対象外の事件（窃盗、詐欺等）は、犯罪類型等からみて、一般情状が大きく問題になるものはあまりない。したがって、裁判員裁判が導入されたことによって対象外の刑事裁判の量刑も影響を受けて異なる様相を呈するということにはならず、また、対象事件と別の量刑基準で処理されているという必要もないであろう。量刑基準は同じでも、一般情状が犯罪の類型により重視されたり、されなかつたりするだけで、ただ重視される場合のされ方が従前よりやや大きくなったというものであろう。

ところで、番号8の福岡地裁で判決があった覚せい剤取締法違反事件の際に、

裁判員からは量刑について正しい判断が出来るか疑問であったという声が出たという。このような自然犯ではない法定犯罪・取締法規違反については、一定の政策目的（覚せい剤による社会一般の危険防止等）が基礎になるものであり、そこでは、目的実現のために処理がされることが多く、主として、政策目的からしてどのような危険性、重大性があるかが問われる（例えば、密輸入された覚せい剤の量が重要となる。）ものである。そうすると、個別の一般情状はあまり考慮しない処理がされることになり、この考え方を前提とするのであれば、裁判員の市民感覚を発揮するのが相応しい事件であるとはいえないという見方もあろう。そうであれば、今後、このような法定犯は裁判員裁判の対象から外す方向での見直しもあり得るように思われる。

エ 犯行動機や犯行態様の評価

これらは、行為責任主義に基づき犯罪の社会的類型を考える際の要素になるものであるが、裁判員にとっては、一般情状と同様に、従前と比べ、これらの要素の評価をかなり重視した量刑がされている傾向が見える。

例えば、番号・の和歌山地裁の強盗殺人事件で、隣家の被害者宅に侵入し、物色中に帰宅した被害者に見つかり首を（20分以上）絞めて殺害した態様について、執拗に被害者の首を絞め続けるなど残忍で悪質な犯行であるとして、求刑通り無期懲役を宣告しており、また、10月7日宣告の福島地裁の現住建造物等放火事件では、会社を解雇されたら死ぬこともできない以上、また刑務所に入るしかないと思い詰めてアパートに放火した動機が、身勝手に自己中心的として、求刑通り懲役8年とした。

これらの点の評価如何により、従前よりも量刑の軽重が大きく振れる傾向がうかがわれる。これも、裁判員制度の導入の際に想定された事態であると見て良いである。

3 裁判員裁判における当事者の主張立証活動

ア 一般情状の主張立証の重要性

裁判員裁判の場合、自白事件においては、犯行の動機等だけでなく、これま

で以上に、当事者は、一般情状に重点を置いた主張、立証が必要になってこよう。実際にも、検察官側は、この点に力点を置いた訴訟活動を行うことで効果を上げている場合があり、弁護士も、それに気がついてきているようである（日弁連「自由と正義」2009年8月号『情状事件の最終弁論』では、このような観点からの提言がされている。）。そうであれば、動機・犯行態様等の面で被告人にあまり有利な点がない事案の場合は、刑が軽くなる一般情状をしっかりと調査して具体的に拾い出し、例えば、事後に十分に反省していること等を分かりやすく裁判員に伝える工夫が必要となろう。

イ 一般情状についての刑事弁護活動の課題

一般情状についての弁護活動においては、組織的に活動する検察官に対抗し、複数の弁護士が役割分担をしながらチームを組む等の組織的対応の重要性がこれまで以上に増してくるものと思われる。各弁護士会においても、このような認識の基に、支援態勢を築くことが急務であろう。そして、このことは、弁護士の数が急増する時代を迎え、裁判員裁判における刑事弁護が、弁護士にとって、新たに重要な活躍の領域になることを予測させるものといえそうである。

ウ 被告人の弁明と当事者の訴訟活動

裁判員裁判においては、被告人の弁解や被害者側の落ち度を強調する等の弁護活動をする場合、それが強く出され、しかもそれが認められないときは、裁判員の心証を悪くし、量刑に直接影響するおそれがあるという指摘がある（文藝春秋本年10月号「日本初『裁判員裁判』弁護人の告発」における全国第1号事件の伊達俊二弁護士の発言等）。従前は、裁判官は、そのような被告人の弁解等がされても、それらが証拠上、法律上認められるか否かを冷静に判断して済ませるだけであり、弁解等をする事自体を問題とすることはなく、当事者としては、これらを自由に主張することに慎重になる場面はあまりなかった。しかし、裁判員に対しては、そのような弁解等がされると、反省がないとして心証を悪くするという、指摘されたような事態がもし起こり得ることになれば、自由な弁護活動との関係が問題となろう。これは、裁判員裁判における弁護活動の在り方について新たに生じた、悩ましい問題である。

4 当事者の裁判批判の持つ意味と影響

国民が加わった裁判員裁判を当事者が批判する場合，その内容によっては，当事者の態度として非難される可能性がある。「これまでの例から見て量刑が不当に重すぎる」，「～軽すぎる」，「被害者感情に肩入れしたものだ」，「被害者の苦しみに理解がない」，「背景事情を無視した近視眼的判断だ」，「社会の実態を知らない」，「女性の（あるいは男性の）裁判員が多いから，このような量刑になった」等の言い方がされると，それは，裁判員の社会常識，良識，市民感覚を非難するものにとらえられ，そのような裁判批判に対し，裁判員経験者が反発し，マスコミがこれを取り上げるとなると，世論がこれに同調するような事態も生じよう。かといって，裁判批判自体を遠慮する必要はないであろうが，このような事態は，一般の国民が加わった制度を採用したことによる新たな問題といえそうである。この点は，当事者以外の立場の者による裁判批判でも同様である。

5 評議の仕方と裁判官の役割

否認事件では，事実認定において，裁判官が強引な心証形成をリードするのは問題であるが，一定の場合，裁判官の助力が必要とされることがあろう。例えば，殺意を争っている事件では，どのような要素に着目して殺意の有無を認定すべきかは，「殺意」という法概念を正しく理解してもらうことと，殺意の認定のためにどのような間接事実をとらえるべきかが問題となる。具体的には，刃物による殺害の事案を想定すると，刃物の形状と被告人がそれを認識していたか，刃物を持ち出した状況，刺し傷の位置，深さ，刺した回数，包丁で刺す直前の状況（刺した理由），犯行後の救助等の有無等の間接事実がポイントであるなどの点をしっかりと説明すべきである。さもないと，殺してやると叫んだことだけで殺意を認定したり，逆に，かっとなってやったという弁解がある以上殺意は認められないと判断するようなことが起こりかねず，評議が混乱するおそれがある。

また，量刑においても，犯行態様の評価について，経験豊富な裁判官の考える視点を参考に提供する必要がある場合がある。例えば，隣人宅に侵入し金品を物

色中に帰宅した隣人に見つかり，その首を長時間絞め続けた犯行の事案を想定した場合，その犯行態様の評価について，「息絶えてもなおダメ押しで絞め続けた冷酷で執拗で残虐な犯行」といえるのか，あるいは，「隣人に見つかってしまい，怖くなって生き返ったら大変だと思い，臆病で気が動転し，夢中で首を絞め続けたとみる」のかでは，評価が異なることになろう。裁判官は，この種の事案においては，経験上両者いずれの場合もあり得ることを念頭において，当該事案で被告人の心理状態がどうであったかの事実関係を丁寧に見る必要があることを説明することになろう。

このように，裁判官が論点のとらえ方や評議の整理において，押しつけとならないよう十分に注意しながらも，一定の関与が期待される場所であろう。

6 裁判員裁判における判決書の在り方

否認事件では，犯罪事実等の認定判断が合理的なものであることが分かるように，結論だけでなく，どの事実等をとらえ，どの証拠を評価して犯罪事実を認定したのか，しなかったのか，を判決書中で説明することが求められるであろう。

また，自白事件においても，これまで以上に，一般情状にウェイトが置かれてきていることからしても，量刑理由について，評議において裁判体がどのような量刑要素を重視したのか，どの程度重視したのか，しなかったのかを，可能な範囲で判決書中に示すべきではなかろうか。時間的な制約や，そもそも裁判員間で個々の量刑要素の評価がバラバラである場合など，そのような説示ができないときもあろうが，できる限り，単なる量刑要素の並列的な羅列ではなく，評議の内容が反映できるような記述を工夫すべきであろう。裁判員裁判の正当性，信頼性，納得性を勝ち得るために，その方向での努力が不可欠である。このことは，控訴審にとっても，必要なことである。そうでないと，国民の代表が加わった判断であるからというだけで，原審の認定・判断をそのまま尊重するしかないことになりかねず，被告人の上訴の利益を無視する結果にもなる。

7 今後の課題と展望

以上のほか、今後の課題として、①見て聞いて分かる審理を目指し、当事者が主張立証を展開することにより刑事法廷がいわば劇場化する傾向にあり、その功罪、課題をどう捉え、どう考えるかが問題となろう。特に、性犯罪事件については、被害者の保護と裁判員に対するアピールとの関係で、犯行態様をどの程度明らかにすべきか、その際の節度を持った証拠調べの在り方如何が、刑事裁判の本質論をも踏まえ、今後検討を要する事項になろう。②また、裁判員の守秘義務の在り方について、厳しすぎると、評議の状況が伝わらず、裁判員の貴重な体験が一般に知られないままになるので、このままでよいのか、どの範囲でどの程度守秘義務を緩和するのか、しないのか等の問題も生じよう。これらの点は、もう少し、今後の事例の集積を見た上で考えるべきものであろう。

制度は、始まったばかりで、試行錯誤が続いている状況にあり、今後の課題はあるが、刑事裁判が国民に身近で分かりやすいものになるなど、制度の目指した方向では成果が上がって来ているように思われる。今後とも、制度を育てていくという観点から、皆さまの御指摘、御叱責、御助力をお願いしたい。